

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						137,086,053
預貯金	島根県農業協同組合額原支店他		運転資金分として			59,466,367
事業未収金	介護報酬収益(3月分)他		運転資金分として			
流動資産合計				0	0	196,562,420
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見47番地2		第2種社会福祉事業である老人デイサービス事業等に使用している			13,620,000
建物	町佐見45番地/飯石郡飯南町佐見47番地2	1984年度	ホーム愛寿園等に使用している/第2種社会福祉事業である特別養護老人	834,437,353	662,552,377	171,884,976
	(琴引の里拠点) 飯石郡飯南町額原2015番地	2004年度	第1種社会福祉事業である介護老人ホーム琴引の里等に使用している	718,104,210	356,872,656	361,231,554
小計						533,116,530
基本財産特定預金	島根県農業協同組合額原支店		本部特定預金			1,000,000
基本財産合計				1,552,541,563	1,019,425,033	547,736,530
(2) その他の固定資産						
建物	(琴引の里拠点) 飯石郡飯南町額原2015番地	2020年度	社会福祉事業の用に供するもの	600,000	106,200	493,800
	(愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見45番地	2022年度	社会福祉事業の用に供するもの	3,465,000	85,181	3,379,819
小計						3,873,619
構築物	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見45番地		社会福祉事業の用に供するもの	2,251,350	1,967,767	263,583
車輜運搬用具	車輜15台分		社会福祉事業の用に供するもの	38,275,711	35,715,987	2,559,724
器具及び備品	ベッド、移乗用リフト等		社会福祉事業の用に供するもの	138,672,323	114,044,431	24,627,892
権利	(本部・愛寿園拠点) 飯石郡飯南町佐見45番地		社会福祉事業の用に供するもの	2,245,000	250,000	1,995,000
ソフトウェア	(琴引の里拠点) 飯石郡飯南町額原2015番地		社会福祉事業の用に供するもの	11,699,969	10,166,073	1,533,896
投資有価証券	島根県農業協同組合額原支店他		出資金により特段の指定なし			11,000
修繕積立資産	定期預金 島根県農業協同組合額原支店他		将来における修繕の目的のために積み立てている定期預金			50,000,000
施設整備積立資産	定期預金 島根県農業協同組合額原支店他		将来における建替え等の目的のために積み立てている定期預金			65,000,000
奨学資金貸付金	介護福祉士養成修学資金 2名に貸		介護福祉士の充実を図るため			1,938,838
長期前払費用	リフトバス、軽トラック		自動車リサイクル預託金			21,790
その他の固定資産合計				197,209,353	182,355,639	151,825,340
固定資産合計				1,749,750,916	1,181,780,672	699,561,870
資産合計				1,749,750,916	1,181,780,672	896,124,290
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分水道光熱費等					17,420,653
貸与引当金	貸与の支払いに充てる引当金					15,444,820
流動負債合計				0	0	32,865,473
2 固定負債						
退職給付引当金	退職金に充てる引当金					760,001
固定負債合計				0	0	760,001
負債合計				0	0	33,625,474
差引純資産				1,749,750,916	1,181,780,672	862,498,816

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輜運搬用具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輜番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。